

# 檜葉町太陽光発電設備の適正な設置等

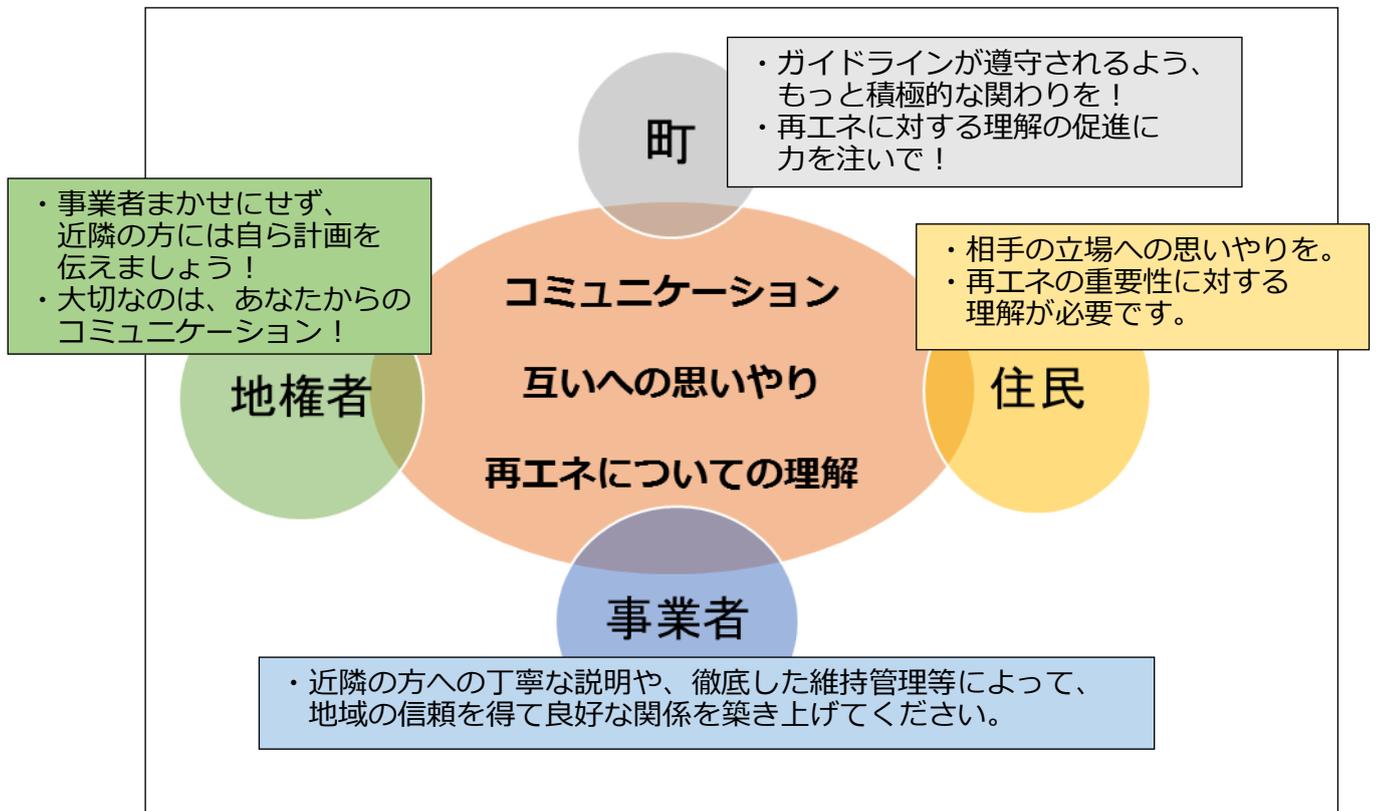
## に関する条例（概要）

### ◇背景及び経過

・近年、町内の住宅地や農地への事業用太陽光発電設備の設置が増加し、その維持管理や景観との調和に関して、住民から懸念の声が高まったため、町は、令和4年5月には、学識経験者のほか農業者や住民の代表等を構成員とする「再生可能エネルギーの発電設備と環境保全に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、熱心な意見交換を重ねていただきました。

検討会においては、太陽光発電設備等が地域と共存していくためには、行政、町民、地権者、事業者がそれぞれに責任を持つことが必要であること、また、次代に受け継いでいきたい町の美しい原風景や地域の結びつきを守るためには、互いへの思いやり・コミュニケーション・再生可能エネルギーについての理解も重要であるという結論が導かれました。そして令和4年9月、検討会は、再生可能エネルギーとの共存について、すべての関係者に改めて考えていただく契機とするため、検討結果を「メッセージ」として発出しました。

そのため、町は、この検討結果を十分に生かし、今後の太陽光発電設備の設置に関して、町の景観や生活環境等の保全と災害の防止をより一層図ります。



上の図は、令和4年9月に発出された「再生可能エネルギーの発電設備と環境保全に関する検討会」からのメッセージをイメージ化したものです。

## ◇目的（条例第1条）

- ・事業者による適正な設置や管理
- ・自然環境、良好な景観及び生活環境の保全
- ・災害の防止

## ◇対象（条例第2条）

- ・太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその他附属設備で、定格出力10キロワット以上のもの。  
(建築物の屋根又は屋上に設置するものは対象外。)
- ・事業者 太陽光発電設備を設置する者及び発電事業を行う

## ◇町の責務（条例第3条）

- ・町は、本条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

## ◇町民の責務（条例第5条）

- ・町民は、町の施策及び条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

## ◇地権者の責務（条例第6条）

- ・地権者は、所有する土地を太陽光発電事業に供するにあたり、近隣関係者に与える影響を考慮し、自らが説明や報告に努めるものとする。

## ◇事業者の責務（条例第4条）

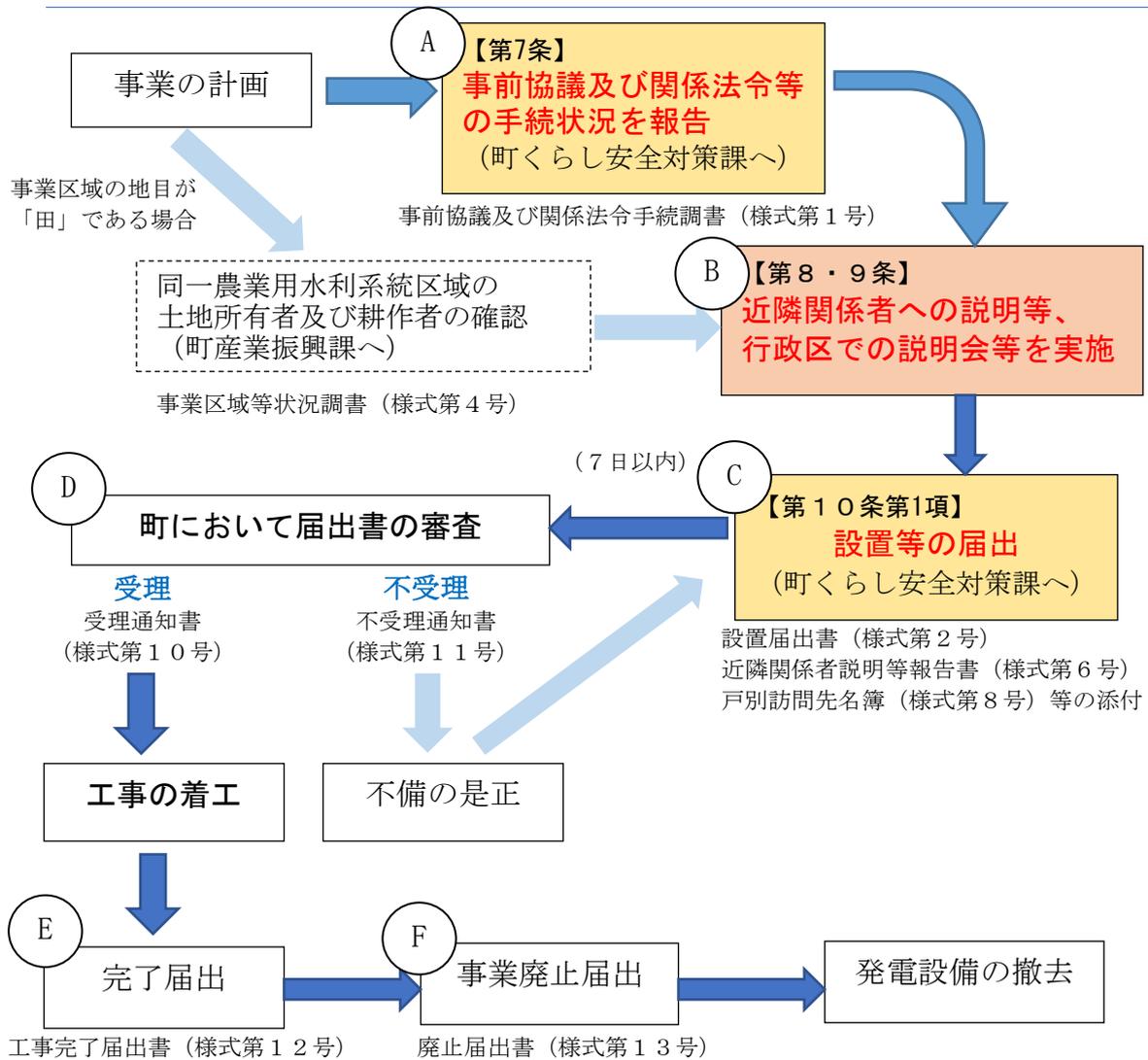
- ・事業者は、関係法令及び条例を遵守しなければならない。
- ・事業者は、自然環境等の保全及び災害発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、事業が地域に与える影響を考慮し、地域との調和を保つよう努めなければならない。

## ◇事業者が遵守すべき事項その他の義務（規則第3条）

- ・事業の計画、実施、関係法令手続きに当たって事業者が遵守すべき事項

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策
- (2) 景観への配慮
- (3) 生活環境への配慮
- (4) 敷地内への立入防止対策（フェンスの設置等）
- (5) 管理看板の設置
- (6) 苦情への対応
- (7) 除草や清掃の実施
- (8) 近隣農地の営農に支障が生じないための措置等
- (9) 災害時の対応
- (10) 発電設備の異常または破損時の町・地域住民等への連絡
- (11) 発電設備破損時の法令等に基づく復旧または撤去
- (12) 土地の原状回復措置
- (13) 国等が策定したガイドラインへの準拠

## ◇事業実施のフロー



A

## ◇町への事前報告（関係法令に係る手続状況の報告）

（条例第7条、規則第3条）

・事業者は、行政区及び近隣関係者への説明会等を行う前に、町その他の関係行政機関と事前協議を行い、関係法令に係る手続等の状況を町長に報告しなければならない。

### 【提出書類】

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る事前協議及び関係法令手続状況調書（様式第1号）

B

## ◇説明会等の実施（条例第8条・第9条）

・事業者は、行政区及び近隣関係者に対する説明会、又は戸別訪問を実施し、理解を得るよう努めるものとする。

### ・説明会等の対象

行政区 事業区域が所在する区域に係る行政区  
近隣関係者 事業区域に隣接する土地の所有者並びに事業区域の境界から100m以内の範囲に存在する家屋の所有者及び居住者等

### ・周知する事項

- ① 事業者の氏名・住所・連絡先
- ② 工期、事業着手予定日（発電事業開始日）、事業完了予定日（発電事業終了日）
- ③ 太陽光発電設備の設置場所・面積
- ④ 事業内容、安全対策、反射光対策、災害時の対応、事業終了後の廃棄処分など

C

## ◇太陽光発電設備の設置届（条例第10条、規則第4条）

・新規設置する場合：工事に着手する前に、町長へ下記の書類を届け出て、受理されなければならない。

### 【届出書類】

- (1) 太陽光発電設備に係る設置届出書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (4) 確約書（様式第5号）
- (5) 事業区域の位置を示す位置図

- (6) 太陽光発電設備の施工図
- (7) 事業区域内の土地の図面（写し可）
- (8) 事業区域内の土地の登記事項証明書（写し可）
- (9) 現況写真
- (10) 近隣関係者説明等報告書（様式第6号）
- (11) 行政区説明会等報告書（様式第7号）
- (12) 近隣関係者の範囲図
- (13) 戸別訪問先名簿（様式第8号）
- (14) 説明会等配付資料
- (15) その他町長が必要と認める書類

- ・変更（中止）の場合：新規の届出を行った後、届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

**【届出書類】**

- (1) 太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第9号）

D

**◇設置届の審査（条例第10条、規則第5条）**

- ・町長は、事業者から設置届の届出があったときは、審査を行い、届出書を受け取った日から7日以内に、その受理又は不受理を決定し、「受理通知書」（様式第10号）または「不受理通知書」（様式第12号）を送付する。

- ・事業者は、「受理通知書」（様式第10号）を收受した後に、工事に着手することができる。

E

**◇太陽光発電設備完了の届出（規則第6条）**

- ・太陽光発電設備の工事が完了したときは、町長に届け出るものとする。

**【届出書類】**

- (1) 太陽光発電設備設置工事届出書（様式第12号）

F

**◇太陽光発電設備廃止の届出（条例第11条、規則第7条）**

- ・事業を廃止しようとするときは、町長に届け出なければならない。

**【届出書類】**

- (1) 太陽光発電設備廃止届出書（様式第13号）

## ◇報告及び立入調査等（条例第12条）

---

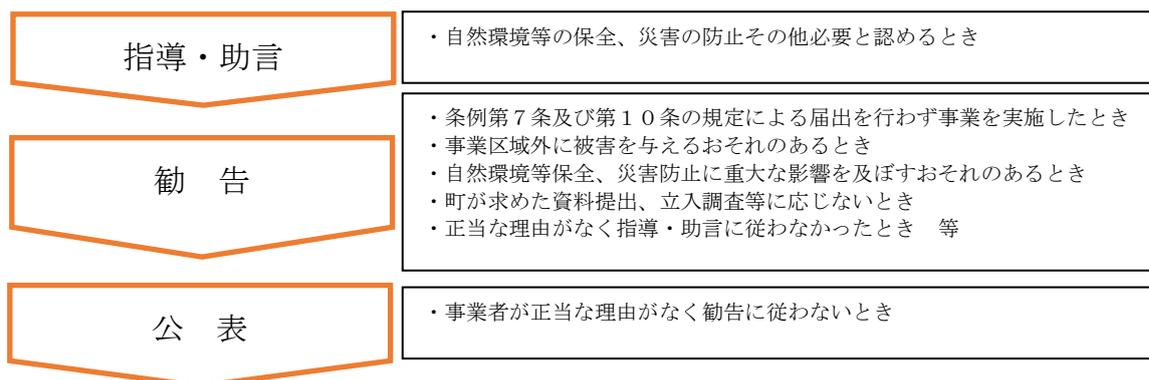
- ・町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- ・町長は、事業区域内へ必要な立入調査を行うことができる。

## ◇指導、助言及び勧告等

### （条例第13条・第14条、規則第8条・第9条）

---

- ・町長は事業者に対して指導又は助言を行うことができる。
- ・町長は事業者が正当な理由がなく指導又は助言に従わない場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- ・町長は事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び勧告内容等を町ホームページ上等で公表することができる。
- ・指導・助言、勧告、公表のフロー



## ◇施行期日

---

- ・令和5年1月1日から施行する。